

記入要領

第一種奨学金・減額

■願出全体にかかる注意事項

		□チェック	【よくある不備】
記入	○黒又は青のボールペンで記入していますか。	<input type="checkbox"/>	×消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンで記入している
訂正方法	○誤記入を訂正する場合は以下のとおり訂正していますか。(訂正印は不要) ①訂正箇所全体に二重線を引く。 ②訂正箇所の直近余白にはっきりと読み取れるように書き直す。	(該当者のみ) <input type="checkbox"/>	×修正液や修正テープで訂正している ×塗りつぶし、なぞり書きで訂正している
様式相違	○第一種奨学金の貸与月額が制限(併給調整)されている期間内に、通学形態を変更する場合は「第一種奨学金貸与月額変更願(届)(減額)」ではなく、給付様式2-1又は35「通学形態変更届」を提出してください。		

■奨学生本人の情報

		□チェック	【よくある不備】
※1 提出日	○学校に願出を提出する日を記入していますか。 返還誓約書を学校が機構指定送付先へ発送した日以降でない「月額変更願」の提出はできません(通学形態変更を除く)。	<input type="checkbox"/>	×返還誓約書提出前の日付を記入している(通学形態変更に伴う月額変更を除く)。
※2 本人署名	○奨学生本人が願出に直接署名していますか。	<input type="checkbox"/>	×印字されている ×願出コピーやPDFを提出 ×連帯保証人および保証人と同一筆跡

■月額変更

		□チェック	【よくある不備】								
※3 本人現住所 入居日 生計維持者住所	○漏れなく記入していますか。 自宅外通学者、及び自宅外通学から自宅通学に変更する場合は記入が必要です。ただし大学院生は未記入でも構いません。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	×未記入 ×自宅外月額への変更を希望しているが、本人現住所と生計維持者住所が同一								
※4 減額始期	○選択可能な減額始期の中から正しく記入していますか。 選択できない減額始期を記入していた場合、不備となります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">通学形態変更(自宅外→自宅)に伴う減額</td> <td style="width: 70%;"> 入居日の翌月(月の初日の場合はその月)が減額始期(選択不可) ※願出に記入された入居日より減額始期を判断し、減額処理を行います。誤った減額始期が記入されていたり、未記入であったりした場合も不問とします。 </td> </tr> <tr> <td>転学と同時に減額</td> <td>転学日が属する月 (不明な場合は学校担当者に確認)</td> </tr> <tr> <td>大学院生</td> <td>願出を学校へ提出する日が属する年度の4月(当該年度採用者で貸与開始日が5月以降の場合は貸与開始月)以降かつ年度内の月。 ただし、年度内精算が可能な範囲に限ります。 ※給付奨学生としての認定又は授業料等減免の支援を受けている場合、上記の条件に加え、最新の支援区分適用範囲内の月に限ります。</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> </tr> </table>	通学形態変更(自宅外→自宅)に伴う減額	入居日の翌月(月の初日の場合はその月)が減額始期(選択不可) ※願出に記入された入居日より減額始期を判断し、減額処理を行います。誤った減額始期が記入されていたり、未記入であったりした場合も不問とします。	転学と同時に減額	転学日が属する月 (不明な場合は学校担当者に確認)	大学院生	願出を学校へ提出する日が属する年度の4月(当該年度採用者で貸与開始日が5月以降の場合は貸与開始月)以降かつ年度内の月。 ただし、年度内精算が可能な範囲に限ります。 ※給付奨学生としての認定又は授業料等減免の支援を受けている場合、上記の条件に加え、最新の支援区分適用範囲内の月に限ります。	上記以外		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 該当するものに<input checked="" type="checkbox"/> </div>	
通学形態変更(自宅外→自宅)に伴う減額	入居日の翌月(月の初日の場合はその月)が減額始期(選択不可) ※願出に記入された入居日より減額始期を判断し、減額処理を行います。誤った減額始期が記入されていたり、未記入であったりした場合も不問とします。										
転学と同時に減額	転学日が属する月 (不明な場合は学校担当者に確認)										
大学院生	願出を学校へ提出する日が属する年度の4月(当該年度採用者で貸与開始日が5月以降の場合は貸与開始月)以降かつ年度内の月。 ただし、年度内精算が可能な範囲に限ります。 ※給付奨学生としての認定又は授業料等減免の支援を受けている場合、上記の条件に加え、最新の支援区分適用範囲内の月に限ります。										
上記以外											
※5 希望する奨学金月額	○選択可能月額の中から記入していますか。 選択可能な月額が不明の場合は、「第一種奨学金の貸与月額」を確認してください。 ※給付奨学金又は授業料等減免の支援を受けているため第一種奨学金が併給調整中の場合は、同一の支援区分で選択できる範囲内で貸与月額を選択できます。(「給付奨学金又は授業料等減免の支援と併せて第一種奨学金を受ける場合の貸与月額」参照)	<input type="checkbox"/>	×「10,000円」と記入								

■親権者又は未成年後見人(本人が未成年者の場合のみ記入)

		□チェック	【よくある不備】
※6 親権者又は未成年後見人	○提出日時時点で未成年者の場合は親権者(未成年後見人)の署名がありますか。 両親がいる場合は必ず両名の署名が必要です。	(未成年のみ) <input type="checkbox"/>	×両親がいるにもかかわらず父(母)のみしか記入がない

記入が必要な事項に漏れ等があった場合は、振込みが遅れる場合があります。

提出前に再確認を行いましょう。